明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

乙階級章 （女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。）	甲階級章及び丙階級章 （海曹長から三等海曹まで）	甲階級章 （幹部自衛官及び准海尉）	女性帽章	帽章
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

乙階級章 （女性自衛官にあつては、括弧内の寸法のものとする。）	甲階級章及び丙階級章 （海曹長から三等海曹まで）	甲階級章 （幹部自衛官及び准海尉）	女性帽章	帽章
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］